

令和8年4月23日

保護者 各位

岡山県立玉島高等学校 事務室

高等学校等就学支援金への申請について

平素より本校教育活動に多大なご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和8年度の授業料について、国の授業料支援の仕組みである高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」と言います。）を受給することで、授業料を納付いただく必要がなくなります。

就学支援金の申請方法は、生徒本人の国籍や令和7年度の就学支援金の受給状況により異なるため、裏面のフロー図及び別添のチラシを参照願います。

なお、e-Shien システムは平日・休日ともに24時間入力可能ですが、現在 e-Shien のシステムメンテナンスに伴い、e-Shien システムでの入力ができない状態になっております。4月27日（月）午後以降に復旧する予定ですので、e-Shien システムによる申請の〆切は5月7日（金）までとさせていただきます。

※申請フロー図は裏面にありますので、必ずご確認のうえ申請をお願いします。

就学支援金の申請フロー

生徒本人の国籍は日本国ですか？

はい

いいえ

令和7年度に就学支援金を
受給されていませんか？

生徒本人の在留資格等は

- ・ 特別永住者
 - ・ 永住者
 - ・ 日本人の配偶者等
 - ・ 永住者の配偶者等
 - ・ 定住者であり、将来永住する意思がある方
 - ・ 家族滞在に該当する者で、日本の小学校及び中学校を卒業しており、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思がある方
- のいずれかに該当しますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

e-Shienシステムによる
申請をお願いします。
詳細は別添チラシ裏面の

e-Shienシステムによる
申請をお願いします。
詳細は別添チラシ表面の

紙の申請書による申請をお願いします。
申請書をお送りしますので、お手数ですが学校事務室へ御連絡を
お願いします。
なお、在留資格等が確認できる次の書類が必要になりますので、
御準備をお願いします。

別途ご案内する支援
制度に該当する場合
があります。
案内があるまでお待ち
ください。

受給資格(3)①<日本
国籍を有する方>に
① 該当し、過去に就学
支援金を受給したこと
がある方

受給資格(3)①<日本
国籍を有する方>に
② 該当し、就学支援金
を初めて申請する方

在留資格等	提出資料
特別永住者	国籍を確認できる次のいずれかの書類 ・ 住民票の写し（原本。国籍・在留資格、在留期間等が記載されたもの） ・ 特別永住者証明書の写し
永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者	国籍・在留資格・在留期間を確認できる次のいずれかの書類 ・ 住民票の写し（原本。国籍・在留資格、在留期間等が記載されたもの） ・ 在留カードの写し
家族滞在	国籍・在留資格・在留期間を確認できる次のいずれかの書類 ・ 住民票の写し（原本。国籍・在留資格、在留期間等が記載されたもの） ・ 在留カードの写し 日本の小学校及び中学校を卒業したことを確認できる次の両書類 ・ 小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 ・ 中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

手続に際して、ご不明
な点等がありましたら
学校事務室まで御連絡
ください。



e-Shienシステムは平日・休日ともに
24時間入力可能です。